

現場活動要領（除染措置等に関する事項）（案）

【凡例】

点線囲み部分

… 「原子力施設等における除染等消防活動要領」より記載

斜字・下線部分

… 新たに追記・修正を行った箇所

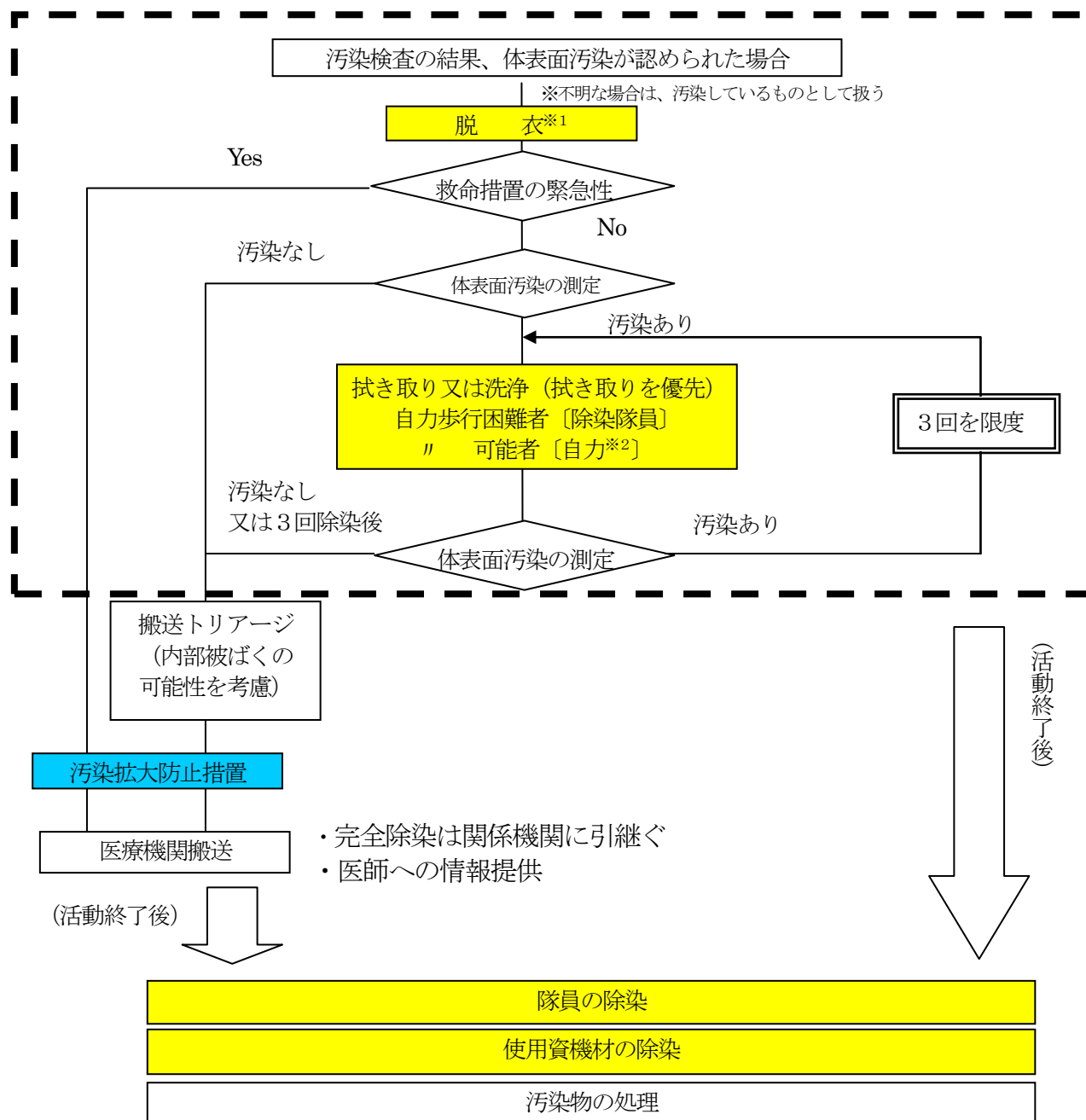
太線線囲み部分

… 要検討事項

第 1 1 傷病者等の汚染検査・除染措置

第 1 節「⑬汚染検査・除染及び被ばく状況の記録等」（チェックシート）のとおりの措置

【除染活動フローチャート】



※1 歩行可能者は可能な限り自力で実施させ、衣類の切断が必要な場合は除染隊員が実施する。

※2 拭き取りは除染隊員が主に実施するが、シャワーは自力で実施させる。

1. 放射性物質による汚染と安全管理

(1) 放射性物質による汚染

① 体表面汚染

体や装備の表面に放射性物質が付着している状態

② 内部汚染（除染は医療機関において実施）

体内に放射性物質を取り込んでいる状態

【内部汚染の様式】

- ① 吸入 → 気道から
- ② 摂取 → 消化管から
- ③ 創傷 → 皮膚から

(2) 安全管理

① 活動環境の把握等

放射性物質の種類、放射線の種類、強さ（測定範囲）、放射線の種類に応じた放射線測定器（サーベイメータ）による放射線強度等の把握

ア. 空間の γ (X) 線や中性子線に対しては線量率（単位時間当たりの放射線の量）を測定

イ. α 、 β 線表面汚染に対しては、計数率（測定器に単位時間当たり計測される数）を測定

ウ. ア、イの測定結果から線量率や汚染に基づく放射線危険区域等を設定

エ. 除染は、準危険区域で実施

② 除染活動時における放射能防護措置

ア. 防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、放射線測定器（サーベイメータ）等を装備

イ. 個人警報線量計の警報発報、放射線測定器の値が急上昇したとき等の緊急退避の対応要領を隊員に周知徹底

ウ. 現場活動にあつては、「被ばく線量限度」、「個人警報線量計警報設定値」を厳守

エ. 活動に従事した出動隊及び隊員の記録は、所定の様式により保存（参照：「⑧被ばく管理」チェックシート）

オ. 消防活動において、被ばく又は汚染のあった者は、専門家と協議し必要に応じ健康診断を実施

【除染活動時における留意事項】

(1) 体表面汚染防止

- ① 皮膚を露出させない。
- ② 付着した放射性物質の汚染拡大に留意

(2) 内部汚染の防止

- ① 呼吸保護具着装の確認を徹底
- ② 特にα核種が付着している又はその可能性がある場合には、脱衣等による放射性物質の飛散に留意

(3) 外部被ばくの防止

- ① 個人警報線量計の着装を確認
- ② 付着している放射性物質からの放射線による被ばくに留意。特に金属片であった場合、非常に高い放射線量の可能性があるので留意

(4) その他

放射線物質の化学形態による毒性や他の有害物質を含んでいないか留意する。

【被ばく線量限度、個人警報線量計警報設定値】 ㊦

区 分	被ばく線量限度	個人警報線量計 警報設定値
通常の消防活動	10mSv	10mSv 以下で設定
人命救助等の 緊急時活動	100mSv	30mSv～50mSv の範囲で設定
繰り返し活動 を行う場合	決められた5年間の総量が 100mSv(ただし、任意の 1年に50mSvを超えるべき でない。)	左記の条件を確実に 満たすよう設定する。

2. 汚染検査

- (1) 準危険区域の内側で汚染検査を行う。

なお、出来る限り施設側の放射線管理要員に実施してもらう。

ただし、施設関係者による汚染検査が出来ない場合、消防隊員が汚染検査を実施する。

- (2) 施設の汚染検査室に災害の影響がない場合は、汚染検査室で行う。

- (3) 汚染検査は、表面汚染検査用サーベイメータを使用して測定する。測定に当たっては、検出器の汚染を防止するため、被検者の体表面又は衣服の表面から1cm程度の距離を設けるとともに、ビニール袋等で測定器を包み実施する。

(参照：資料3 GM管式サーベイメータを用いた表面汚染検査要領)

また、身体の汚染検査では、放射線防護装備を着装した状態で全身にわたり検出し、汚染が認められた場合は、放射線防護装備及び衣服を脱し、それぞれ全身にわたり行う。

- (4) 汚染検査を行うこの場所は、最後の「関所」である。仮に時間を要しても十分確信が持てる

まで検査を行う。

- (5) 指示があるまで、喫煙・飲食は禁止

注) 汚染に気付かず一度準危険区域から外に出た場合には、汚染の発見が非常に困難

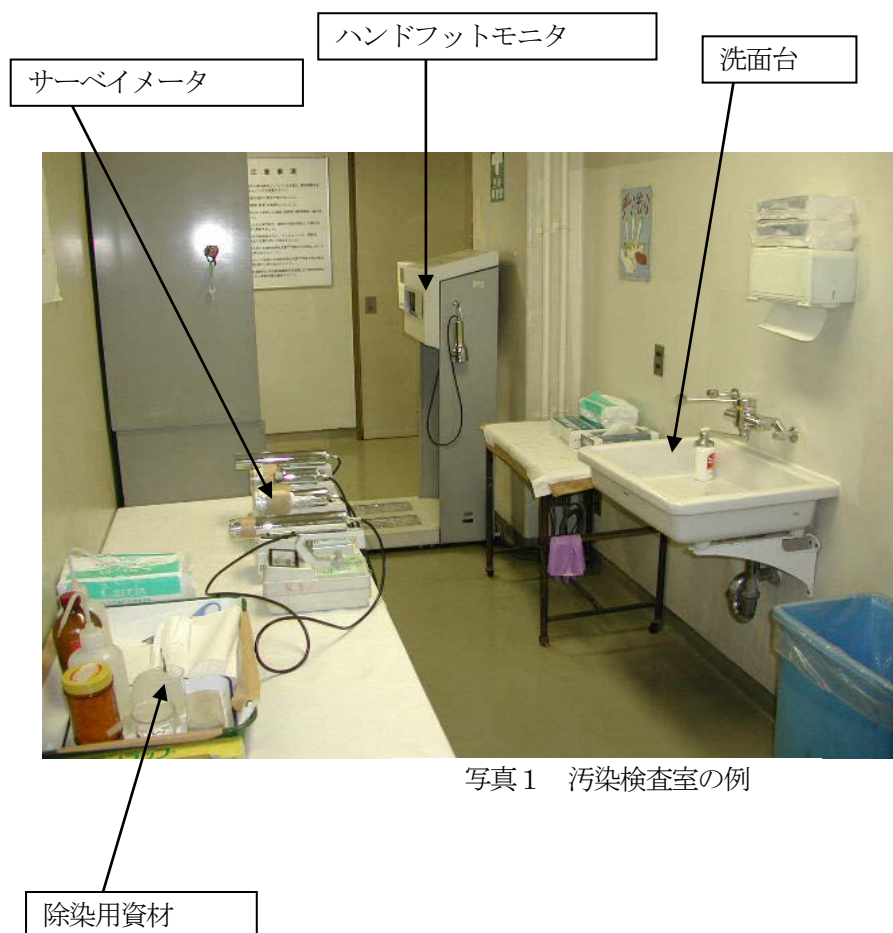


写真1 汚染検査室の例

3. 除 染

汚染検査の結果、汚染が認められた場合には、次により除染を行う。

(1) 除染の原則

- ① 原子力施設等における除染及び汚染拡大防止措置については、原子力事業者等が行うことを原則とするが、テロ等に伴う災害時において消防機関が当該措置を行うことが想定される。なお、消防機関において実施する場合には、関係機関と十分連携をとる必要がある。
- ② 一般に、汚染後の経過時間が長くなると除染効率も低下するので、できる限り早期に除染する。
- ③ 除染は、原則として施設の汚染検査室で行う。汚染検査室が使用できない場合は、施設関係者と協議し、準危険区域内で行う。
- ④ 脱衣の実施

【脱衣の実施】

全身に汚染がある場合でも、脱衣をすることで約60～90%（季節による衣服の違いから）の汚染を除去することができる。

被災者の身体表面に汚染が確認された場合の措置としては、放射性物質をできるだけ早く除去（除染）し、汚染が他の部位に広がらないようにするとともに、体内に入らないよう留意すること。特に、汚染部位に創傷がある時は、優先的に速やかに除染する必要がある。除染は、洗い流しよりも脱衣及びガーゼ等での拭き取りを優先する。

(2) 活動の原則

① 傷病者の除染

【傷病者対処における優先順位】

- ① 救命措置
- ② 除染措置
- ③ その他の救急措置

ア. 創傷部位に汚染が確認された傷病者を優先的に除染する。

イ. 脱衣時には、汚染のある箇所を内側にして脱ぐ。

ウ. 脱衣した衣服等についてはビニール袋等に入れ、氏名・時間等を明記し準危険区域内に保管する。

エ. 脱衣、拭き取り及び洗淨（シャワー等）の際は、傷病者に呼吸保護具を着装させるなど内部汚染の防止、体表面汚染の拡大に留意する（シャワーはできる限りぬるま湯を使用し、シャワー後は体温管理に留意する。）。

※ 水を使用すると毛孔が開いて、放射性物質をその中に閉じ込めてしまうことがある。また、熱湯は毛細血管を拡張し、その部分の血流を増し、毛孔を開き、皮膚を通じて放射性物質が吸収される恐れを高める可能性がある。

要検討事項

(3) 除染の要領

① 脱衣

ア. 脱衣による除染効果

全身に汚染がある場合でも、衣服を脱がす（場合により、ハサミ等で切り取ることも含む。）ことで約60～90%（季節による衣服の違いから）の汚染を除去できる。

イ. 除染の対象

被汚染者全員

ウ. 脱衣方法

脱衣方法は大きく分けて、被汚染者が自力で脱衣する方法（以下「自力による脱衣」という。）と消防隊員によって脱衣する方法（以下「除染隊員による脱衣」という。）がある。

【除染隊員等の活動時における留意事項】

- ① 化学防護服等を装備して要救助者に接する場合、ホワイトボード等を活用するなど意思伝達手段に考慮する。
- ② 要救助者のプライバシーの保護及び精神的ケアに細心の注意を図ること。
- ③ 活動終了後。汚染がないことが確認されるまでは、飲食、喫煙は避ける。

【除染の手順】

原則

- (1) 汚染検査
- (2) 脱衣
- (3) 各部位の除染（参照：資料1 各部位の除染）
 - ① 創傷部
 - ② 手（汚染した手で汚染を拡大させないため）
 - ③ 頭髮、頭部
 - ④ 顔面（眼、鼻、口、耳）
 - ⑤ 腕、体部等

※各部位の除染については、関係機関と連携し実施するものとする。

エ. 自力による脱衣

【対象】 自力歩行が可能で自力で脱衣ができる者

- ・ 脱衣の必要性について被汚染者に周知する（説明の仕方をあらかじめ決めておく）。
- ・ 衣類の表面に皮膚を触れさせないように脱衣させる。
- ・ 被除染者用簡易服を着用させる、又は毛布等で覆う。
- ・ 脱衣した衣服等についてはビニール袋等に入れ、氏名・時間等を明記し準危険区域内に保管する。

オ. 除染隊員による脱衣

【対象1】 自力歩行可能な子供や老人、パニック症状の者など意識があっても自力では脱衣が困難と考えられる者

- ・ 脱衣の必要性について被汚染者に周知する。
- ・ 上着のボタン（ファスナー）を外す。
- ・ 脱がせにくい衣服を着用している場合は衣服を切断する。
- ・ 靴を脱がせ清潔な布等の上に乗せる。
- ・ ズボン等を脱がせる。
- ・ 脱衣した衣服等についてはビニール袋等に入れ、氏名・時間等を明記し準危険区域内に保管する。
- ・ 衣服を脱がせ終わったら被除染者用簡易服、サンダル等を着用させる。

【対象2】自力歩行が不可能で担架などで搬送を要する者

- ・ 脱衣の必要性について被汚染者に周知する。
- ・ 「洗淨」に移行する被汚染者の場合は除染用担架（水はけのよい担架等 例えばバックボード）の上に乘せる。
- ・ 被汚染者の衣服を切断する。
- ・ 衣服の表面が皮膚に付かないように先端の丸いハサミを使用して衣服を切断し、脱衣ごとに除染に必要な用具（ハサミ等）、手袋等を拭うなどして二次的汚染を避ける。
- ・ 脱衣した衣服等についてはビニール袋等に入れ、氏名・時間等を明記し準危険区域内に保管する。
- ・ 脱衣後、清潔な担架に乘せ替える。
- ・ 必要に応じて被汚染者を毛布等で覆う。

【自力による脱衣時の留意事項】

- ① 被汚染者は一般的に脱衣要領を知らないので、除染隊員は被汚染者に対して脱衣方法を分かりやすく周知させる必要がある。
- ② 脱衣させる前に被汚染者の手を洗淨させ、使い捨てゴム手袋を装着させ脱衣させると汚染拡大防止になる。
また、使い終わったゴム手袋については専用のビニール袋等に廃棄させる。
- ③ 災害発生に備えて多数の衣服（浴衣等）を保有している事業所等と事前に協議する等発災時の対応を考慮しておく。
- ④ 男女別の除染用テントを用意するとプライバシーが保護できる。
- ⑤ 衣服などを入れるビニール袋にあっては、できれば二重に使用する。

【除染隊員による脱衣時の留意事項】

- ① できるだけ装身具は取り除く。ただし、イヤリング、ピアスなど時間がかかる場合はこの限りでない。
- ② 上着とズボンの切断作業はできるだけ隊員2人以上で実施し、1人が上着、もう1人がズボンと同時に作業する。
- ③ ハサミは複数用意する。
- ④ 厚手の衣服の切断が考えられるので、ハサミの選定には留意する。
- ⑤ 男女別の除染用テントを用意するとプライバシーが保護できる。
- ⑥ 衣服などを入れるビニール袋にあっては、できれば二重に使用する。

【汚染物の保管場所における留意事項】

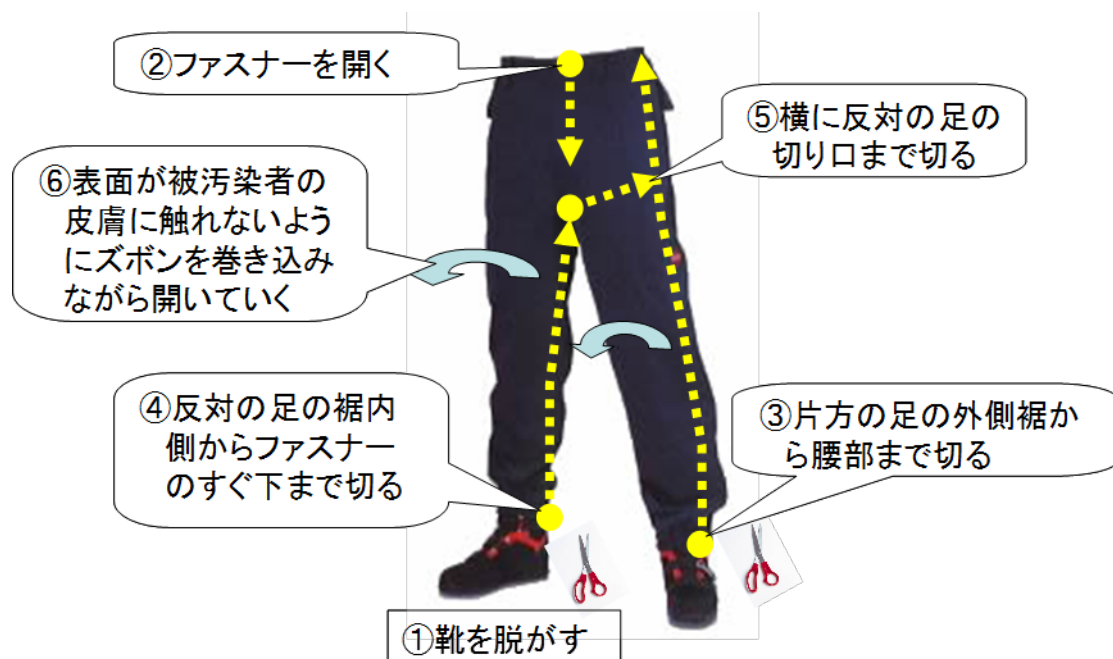
汚染した消防資機材及び被災者の衣類等は、準危険区域内の一箇所に集中管理し、必要により監視人をおくとともに、警戒ロープ、標識を掲出して、紛失、移動による二次汚染の防止に努める。

カ 衣服の切断方法

原則として自力歩行不能で担架で搬送し、かつ、脱衣させにくい衣服を着用しているか又は衣服に大量の汚染が付着している被汚染者にあつては、二次汚染を考慮して除染隊員により衣服の切断を行う。

また、衣服の表面が皮膚に付かないように先端の丸いハサミを使用して衣服を切断し、脱衣ごとに除染に必要な用具（ハサミ等）、手袋等を拭うなどして二次的汚染を避ける。

【ズボンの切断（例）】



第12 救急活動

第1節「①救急活動」(チェックシート)のとおりに措置

放射性物質による汚染のおそれのある場合、以下の事項に留意し、活動する。

1. 救急活動の原則

- (1) 傷病者の救命を主眼として傷病者の観察及び必要な応急処置を実施し、速やかに適応医療機関に搬送
- (2) 被ばく状況、汚染状況を聞き取り等により実施
- (3) 二次汚染を防止し、汚染の拡大を防ぐため、防護衣、呼吸保護具、「ゴム手袋(ディスポ式)」(以下「ゴム手袋」という。)等を着用

2. 情報収集

- (1) 施設側の放射線管理要員、医療担当者に聞き取りを行い、災害発生状況及び要救助者に関する情報を収集
- (2) 負傷状況、全身状態、負傷者の処置に関する情報
応急医療処置、創傷部の処置、脱衣や除染を行ったかどうか。
- (3) 被ばく、汚染状況に関する情報
 - ① 外部被ばくの程度、体表面汚染の有無(情報が確定できない時は、汚染があるとして対応)
 - ② 内部被ばくの有無
 - ③ 放射性物質の種類(核種)、放射線の種類(α 線・ β 線・ γ 線・X線・中性子線)

3. 安全確保

- (1) 簡易型防護服、防護マスク、ゴム手袋等を着用し、二次汚染に注意する。
- (2) 施設側の放射線管理要員による放射線の測定結果(空間線量及び汚染状況等)を確認する。
- (3) 不測の放射線量上昇の場合に備え、迅速に退避等を行えるようにしておく。

4. 救急搬送時の汚染拡大防止措置

(1) 汚染拡大防止措置の原則

傷病者を医療機関へ搬送する際、汚染を伴う傷病者については搬送要員及び同乗者並びに搬送車両等に対する二次汚染を防ぐため、傷病者の汚染拡大防止措置が必要となる。汚染拡大防止措置は、傷病者の状態等により除染活動に十分な時間が掛けられない場合や、汚染箇所の見落とし等も考慮し、行うことが必要である。

ただし、施設関係者等からの報告等により内部汚染がないことが明確で、脱衣及び除染が施されるなど、汚染が認められないと判断できた場合は、通常に対応とする。

一方、搬送車両等の養生は、車両等への汚染を防ぐことにある。養生することにより除染等の労力を軽減し、次回の出動に際し迅速な対応を促すことを目的としている。

また、処置中の安全を適宜確認し搬送後には搬送要員及び搬送車両等の汚染測定を実施する。

(2) 傷病者の汚染拡大防止措置

- ① 担架又はストレッチャーにあらかじめ毛布又はシーツを敷き、その上に傷病者を寝かせ、担架に固定する。
- ② 放射性粉じんを吸い込まないよう呼吸保護具を着装する。
- ③ 汚染が認められた部位は、ガーゼ等で覆い、更に体全体をシーツ等で包む。傷病者の過度の発汗や不快感を避けるため、原則としてポリエチレンシート等で覆わないこと（傷病者の生命を主眼とし、過剰な防護は行わないこと。）。
- ④ 脈拍、血圧の測定又は静脈確保に備える場合は、片方の腕をシーツ等から出しておく。
- ⑤ 搬送中も通常の **傷病者と同様に処置** を行う（バイタル確認など）。
- ⑥ 傷病者の精神状態もケアする（積極的な声かけ）。
- ⑦ 嘔吐物や喀痰等の体内からの排泄物を回収するためのビニール袋等を準備する（内部汚染等検査のために必ず回収すること）。
- ⑧ 汚染物（ガーゼ、包帯、使用した器具など）を入れるためのビニール袋等を用意する（※⑦のものとは区別する。）。
- ⑨ 搬送距離が長距離化する場合等は、傷病者の症状も考慮し、ヘリコプターによる搬送も考慮する。
- ⑩ 搬送後傷病者の引き渡しに際しては、傷病者の容態、被ばく及び汚染状況について、確実に報告する。

(3) 除染措置を行ういとまがない場合

- ① 外部被ばく低減化
 - ア) NaI シンチレーションサーベイメータ又は電離箱式サーベイメータによる空間線量率計の測定値で外部被ばく線量を推定する。
 - イ) ある程度の被ばく線量が予測される場合においては、交替要員の確保を行うなど被ばく線量の低減化を図ることが必要である。
 - ウ) 個人警報線量計を着装し、被ばく線量の管理を図る。
 - エ) 必要以上に傷病者に接近しない。
- ② 内部汚染の防止
 - ア) 汚染拡大防止措置として傷病者を毛布等で覆うことで放射性物質の飛散を押さえる。
 - イ) 放射性粉じんを吸い込まないよう呼吸保護具（隊員、傷病者共に）を着装する。
 - ウ) 汚染がないことが確認されるまで、飲食、喫煙は避ける。

【隊員の被ばく線量算定（例）】

① 15分間 → 0.2 mSv/h

② 30分間 → 0.4 mSv/h

③ 1時間 → 0.8 mSv/h

<参 考> 通常の消防活動における被ばく線量限度 : 10 mSv

胃のX線集団検診 : 0.6 mSv

【大量の体表面汚染を伴う傷病者処置時における留意事項】

大量の表面汚染を伴う傷病者は、できるだけ脱衣して、通気性を有する毛布又はシーツ等で覆い搬送するが、脱衣等の際に付着していた放射性物質が空気中に飛散し、隊員が吸入することにより、内部汚染を引き起こす可能性がある。このような場合、隊員は呼吸保護具を着用し、内部汚染を防ぐことが大切である。

【大量の内部汚染を伴う傷病者処置時における留意事項】

大量の内部汚染を伴う傷病者であっても、呼気中に含まれる放射性物質による隊員等の影響は考え難い。たとえ呼気中に含まれても、ほとんどが極めて微量の放射性ガスであるため、このような内部汚染のみを伴う傷病者の搬送に際しては、特別な呼吸保護具の必要性はない。

ただし、大量の内部汚染を伴う傷病者の嘔吐物や喀痰等の体内からの排泄物は汚染している可能性があるため、ビニール袋等に入れ汚染拡大防止を図る必要がある。

【医療機関の選定における留意事項】

傷病者が被ばく・汚染を伴う場合には、地域防災計画に定める緊急被ばく医療機関に搬送することを考慮する。

原子力施設立地道府県以外の場所においては、受け入れ医療機関の選定に時間を要す可能性があるため、医療機関の選定は早期に行う。

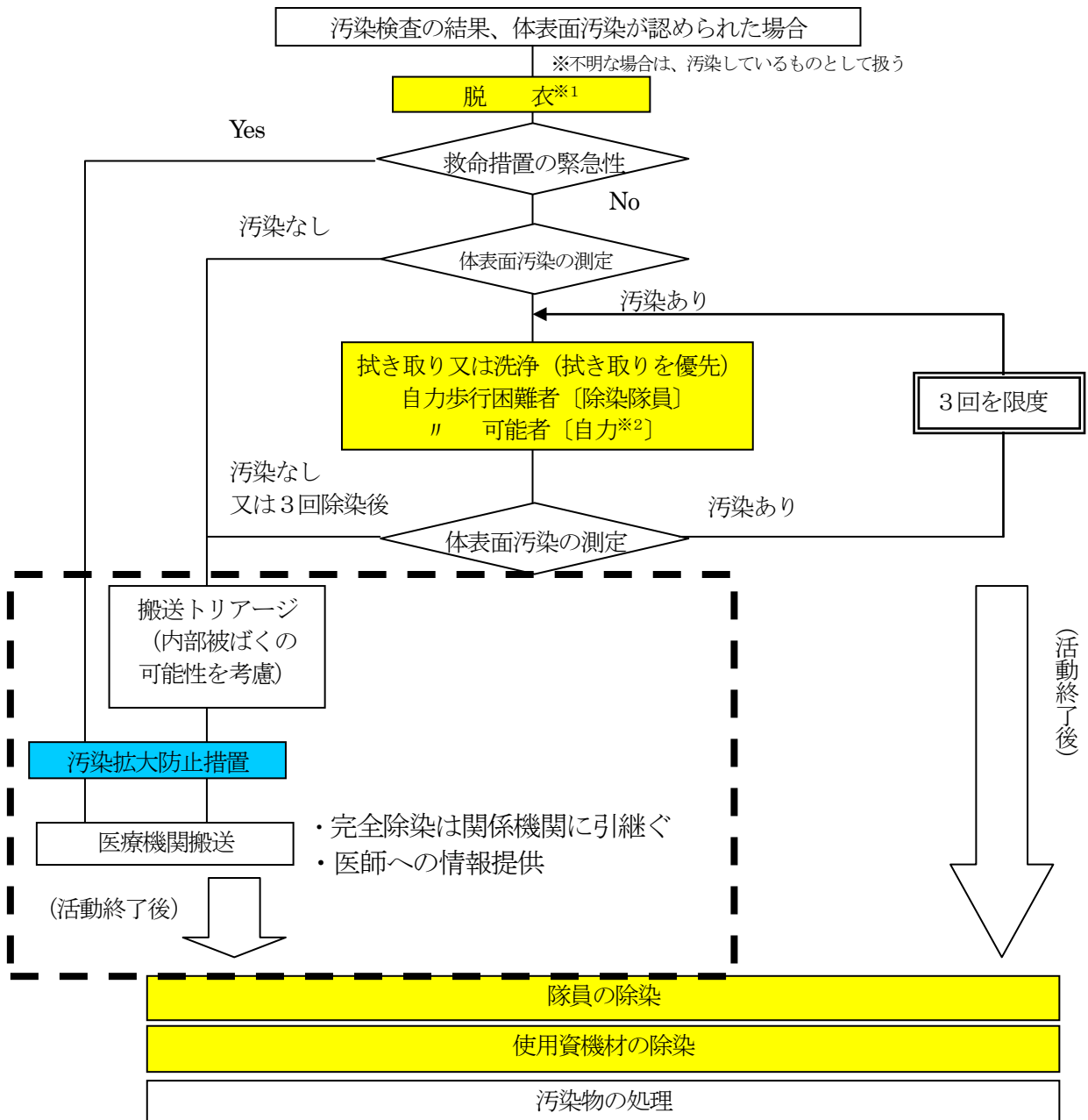
受入れ先の医療機関によっては、除染証明が必要なことがあることから医療機関選定時に留意する。

医療機関側で必要としている情報

- ・ いつ、どこで、何が起こったか。
- ・ 負傷者の数、状態、症状（重症度によって手術室の準備が必要かどうか？）
- ・ 被ばく・汚染の有無、部位、程度→特に養生が必要かどうかは重要
- ・ 核種（特にα核種）、可溶性かどうか？
- ・ おおよその患者の被ばく量
- ・ 病院到着予定時間
- ・ 放射線管理要員が同行するかどうか 資機材を持参してくれるのか？
（ポリエチレンシート、ダストサンプラーなど）
- ・ 傷病者の仕事、家族の連絡先

※ この全ての情報を消防が伝えるものではなく、事業者側からの情報伝達も想定される。

【除染活動フローチャート】



※1 歩行可能者は可能な限り自力で実施させ、衣類の切断が必要な場合は除染隊員が実施する。

※2 拭き取りは除染隊員が主に実施するが、シャワーは自力で実施させる。

(4) 隊員に対する汚染防止措置

- ① 汚染を伴う傷病者の処置をする者は、簡易型防護服、個人警報線量計、呼吸保護具、ゴム手袋等を装着する。ゴム手袋は、2枚重ねて着用することとし、1枚目の手袋の裾をテープで留めとれないようにし、2枚目を頻回に交換する。

なお、救急隊員の装備が傷病者及びその周辺一般住民に精神的影響を及ぼすことがあるため留意すること。(例 避難所等)

- ② 汚染を伴う傷病者の直接処置に当たる者とその他の者を区別する。
③ 汚染がないことが確認されるまで、飲食、喫煙は避ける。

【傷病者・隊員等の汚染拡大防止措置（例）】（八幡浜地区消防本部提供）



(5) 車両等の汚染防止措置

車両等の養生は、以下の点に留意し措置を行うことで、車両等への汚染を防ぐことができる（ヘリコプターの養生も同様に行う。）。

① 搬送前の措置

- ア) 搬送車両の運転要員には、汚染されていない者を必ず充て、車内から不要なものを下ろす。
イ) 車内の床、壁等をポリエチレンシート等で覆う。必要であれば片面防水シートも併せて使用する。
ウ) 汚染防止措置は床面を優先し、順次下から上へ広げていく。

エ) ストレッチャーの昇降機能及び傷病者固定機能を損なわないよう留意する。

オ) 担架又はストレッチャーは、ポリエチレンシート等を敷き、必要であれば片面防水シートも併せて使用する。その際滑りやすい場合は紙等を敷く。更に傷病者を包むためシート等を敷いておく。

カ) 放射線に関する助言、対応のため、施設側の放射線管理要員等を同行させる。また、測定器等必要な~~資~~機材の携行も依頼する。

キ) 搬送中は、放射線管理要員に、救急車内の放射能汚染状況を確認してもらい、処置を行う場合は、協力を受けること。

ク) 搬送車内には、放射線管理要員等以外の不必要な人員は乗車させない

② 搬送後の措置

ア) 随行した施設側の放射線管理要員により、隊員及び救急車等の汚染検査を受けること。

イ) 汚染のおそれのある物は、施設側に処理を依頼する。

ウ) 原則として、養生シートを上から順に取り除く。

エ) 隊員及び救急車等の汚染検査を行う。

オ) 汚染が残存する場合は、拭き取り等の除染を行い、再度、汚染の有無を確認する。

カ) 第三者による車両及び隊員の安全宣言を行う体制を考慮しておく。

【救急車の養生と収納手順（例）】

※ 養生シートを収納する際は、防護衣、防護マスク、ゴム手袋等を着装し汚染防止に留意する。



①床面から養生を開始



②側面の養生（両側）



③天井及びハッチの養生



④使用資機材にはカッター等で露出させておく。



⑤上部から取り外し開始（天井部から）
シートは内側に丸めながら収納



⑥最後に床面を収納
収納後、汚染検査を実施

【ヘリコプターの養生（例）】

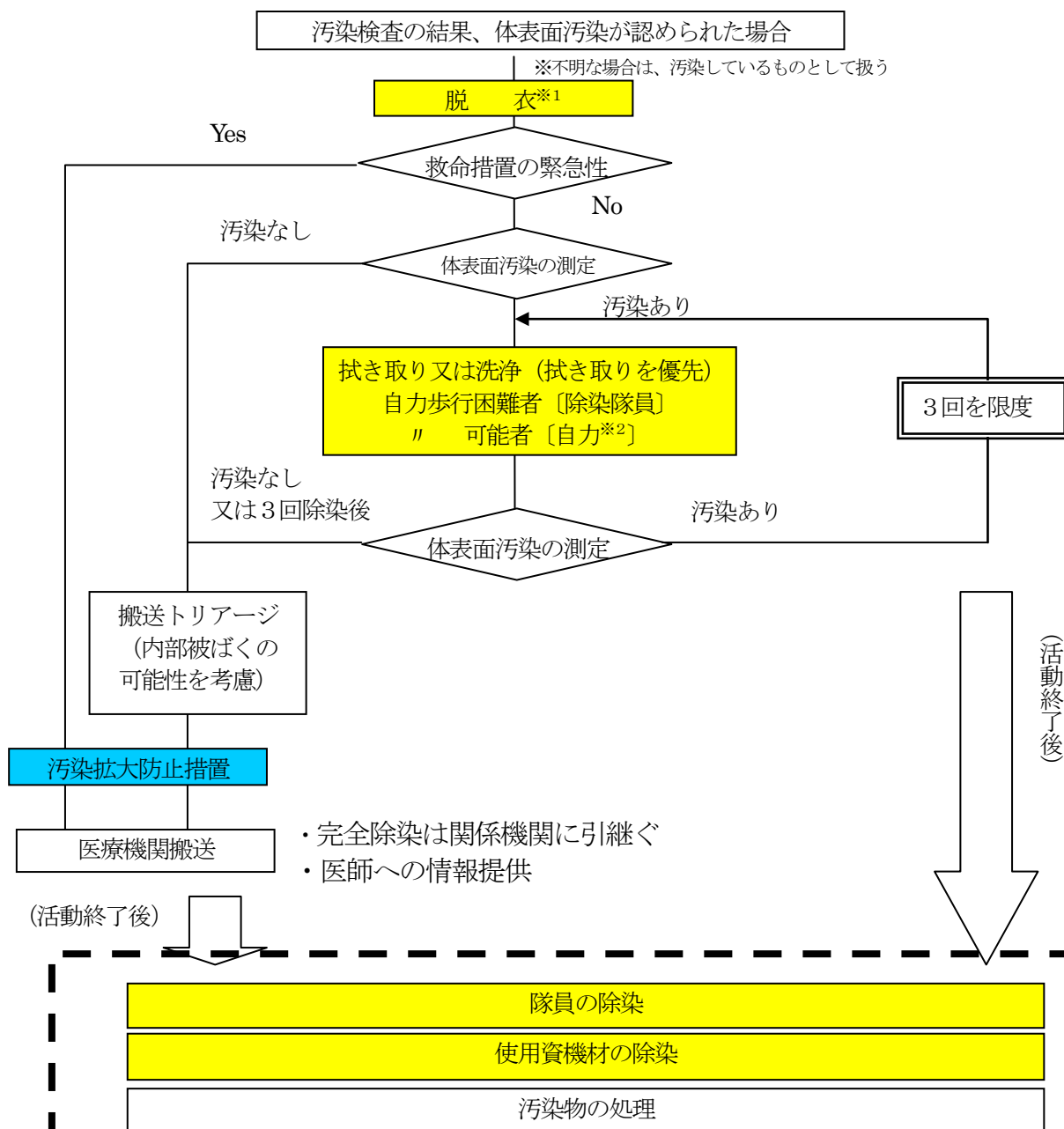
- ※ ※養生シートを収納する際は、防護衣、防護マスク、ゴム手袋等を着装し汚染防止に留意する。
- ※ ダウンウォッシュ等によりローター等の巻き込みに留意すること。
- ※ 養生の手順、収納手順は救急車の養生と同様



第14 活動隊員等の汚染検査・除染及び被ばく状況の記録等

第1節「⑬汚染検査・除染及び被ばく状況の記録等」(チェックシート) のとおり措置

【除染活動フローチャート】



※1 歩行可能者は可能な限り自力で実施させ、衣類の切断が必要な場合は除染隊員が実施する。

※2 拭き取りは除染隊員が主に実施するが、シャワーは自力で実施させる。

1. 隊員の汚染検査

- (1) 活動終了時又は放射線危険区域から退域する際、準危険区域の内側で汚染検査を行う。
なお、出来る限り施設側の放射線管理要員に実施してもらう。

ただし、施設関係者による汚染検査が出来ない場合、消防隊員が汚染検査を実施する。

- (2) 施設の汚染検査室に災害の影響がない場合は、汚染検査室で行う。

- (3) 汚染検査は、表面汚染検査用サーベイメータを使用して測定する。測定に当たっては、検出器の汚染を防止するため、被検者の体表面又は衣服の表面から1 cm程度の距離を設けるとともに、ビニール袋等で測定器を包み実施する。

(参照：資料3 GM管式サーベイメータを用いた表面汚染検査要領)

また、身体の汚染検査では、放射線防護装備を着装した状態で全身にわたり検出し、汚染が認められた場合は、放射線防護装備及び衣服を脱し、それぞれ全身にわたり行う。

- (4) 汚染検査を行うこの場所は、最後の「関所」である。仮に時間を要しても十分確信が持てるまで検査を行う。

- (5) 指示があるまで、喫煙・飲食は禁止

注) 汚染に気付かず一度準危険区域から外に出た場合には、汚染の発見が非常に困難

2. 隊員の除染

検討事項

ア. 放射線危険区域及び準危険区域において活動した隊員にあっては、除染シャワーで防護服等に付着した汚染を洗い流した後、脱衣を行う。

イ. 活動中に受傷した場合には、直ちに避難し除染を行う。

ウ. 身体表面の除染の場合、中性洗剤等の除染剤を汚染された箇所に塗布して、皮膚を傷つけないように注意しながらハンドブラシ等でこすり、流水で洗い流す。

エ. 汚染部位に創傷等があり、処置が必要な場合は、施設側の救急医療施設等で応急処置を受け医療機関に搬送する。

オ. その他汚染が認められる部位は、各部位ごとに汚染の拡大に留意して除染する。

3. 使用した資機材等の除染

ア. 水で湿らせたガーゼで拭き取る。

イ. 拭き取りだけで除染が不十分な場合には、中性洗剤等で洗い流す。

ウ. 早急に再使用する場合を除き、有機溶剤等は使用しない。

エ. 使用した資機材や廃棄物等は、ビニール袋に入れ準危険区域内に保管し、最終処分については関係機関と協議の上決定する。

4. 被ばく時の措置

活動終了時等に、個人警報線量計等で被ばくが確認されたら、施設側の放射線管理要員等によりその説明を受け、被ばくの結果について、施設側から指示等が出た場合にはその指示に従って行動すること。

5. 被ばく状況の記録

消防活動に従事した出動隊及び隊員の記録は、所定の様式により作成すること。

6. 健康管理

被ばく又は汚染のあった者は、専門家等（放射線管理要員等）と協議し、必要に応じ健康診断を実施すること。